朴委員からの質問及び回答③

資料２－３－３

|  |
| --- |
| 〔施策名〕「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の普及啓発〔上記資料のページ番号〕24ページ |
| 〔質問内容〕歴史的経過と社会意識の中で、民族的マイノリティの人たちが、本名を含め自分のアイデンティティを表現することが容易くないことは理解しており、その中で「指針」のもとに大阪府の教育現場が努力していることを評価しているが、現状を把握する目安として公立学校での本名使用の現状を教えてほしい。（夜間中学は別にしてほしい、昨年同様に、韓国・朝鮮、中国、全体の3つのデータを教えてほしい。） |
| 〔回答〕平成29年度の市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童生徒の本名使用率は、以下のとおりである。（％）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国籍 | 小学校 | 中学校 | 中学校（夜間学級） | 高等学校 |
| 中国 | 56.7 | 42.6 | － | 56.3 |
| 韓国・朝鮮 | 32.2 | 20.4 | － | 33.3 |
| 外国籍全体 | 58.6 | 43.1 | － | 49.1 |

※　小・中学校は、市町村からのヒアリングによる。※　中学校夜間学級の本名使用率については把握していない。※　高等学校については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値。 |